

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例案

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「未満のもの」を「未満のもの及び次条第1項に規定する急速充電設備」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（急速充電設備）

第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その筐体は不燃性の金属材料で造ること
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を

講ずること

- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること
- (9) 異常な高温とならないような措置を講ずること。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること
- (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること

- (13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること
- (14) 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第11号の規定を準用する。

第13条第2項中「前条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第3項中「前条第1項第3号の2」を「第12条第1項第3号の2」に改め、同条第4項中「前条第1項第7号」を「第12条第1項第7号」に改める。

第38条第1項第3号中「変電設備」を「変電設備、急速充電設備」に、「、第5項及び」を「及び第5項並びに」に改める。

附 則

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、この条例による改正後の大阪市火災予防条例第12条の2の規定による基準に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

平成24年 9 月 7 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を定めるとともに、急速充電設備のある場所に消火器の設置を義務付けるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市火災予防条例（抄）

（変電設備）

第12条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット未満のもの及び次条第1項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)-(11) 省 略

2 - 3 省 略

（急速充電設備）

第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その筐体^{きょうたい}は不燃性の金属材料で造ること
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること
- (9) 異常な高温とならないような措置を講ずること。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること

- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること
- (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること
 - ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること
 - イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること
- (13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること
- (14) 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第11号の規定を準用する。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第13条 省 略

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号、第9条の2の2第1項及び前条 第1項の **第12条**

規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは「内燃機関」と読み替えるものとする。

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号、第9条の2の2第1項、前条 第1項第3号の2、第5号から第8号まで、 **第12条**

第10号及び第11号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは「内燃機関」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力10キロワット未満のものうち、次に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第9条の2の2第1項、前条 **第12条**

第1項第7号、第8号及び第10号並びに本条第1項（第1号を除く。）の規定を準用する。

(1)-(2) 省 略

5 省 略

(消火器に関する基準)

第38条 令別表第1に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる場所には、消火器を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号の規定の適用を受けるものは、この限りでない。

(1)-(2) 省 略

(3) 燃料電池発電設備、変電設備、**急速充電設備**、内燃機関を原動力とする発電設備その他これらに類する電気設備（第9条の2の2第3項、第5項及び第13条第4項に定めるもの及び 並びに

を除く。）のある場所

(4)-(5) 省 略

2-3 省 略